

建設業フォローアップ相談ダイヤル受付状況(平成28年1～3月分) 国土交通省

相談の受付件数

- 平成28年1～3月の受付件数は53件。
- ブロック別の内訳は東北3件、関東41件、中部4件、近畿3件、中国1件、四国1件。

相談者の属性

- 建設業者からの相談が最も多く(40件(元請26件、下請5件、専門工事業者4件など))、技能労働者(5件)等からの相談があった。

主な相談内容その1

- 品確法の運用指針に関する相談は10件であった。その内訳は、歩切りの根絶等予定価格の適正な設定、適切な設計変更など。その他は、社会保険未加入対策(6件)、新労務単価関係(1件)、建設業法全般(28件)などに関する相談であり、具体的には次のとおり。
(※なお、「→」以下は、国土交通省における一般的な考え方を示したもの。)

<品確法の運用指針に関する情報>

【予定価格の適正な設定について】

- ・ 1月に仮契約をした工事について、議会承認後の3月に本契約をする場合に、新労務単価の対応をどのようにしたらよいか。(1月・地方公共団体)
- 平成27年1月に策定した「運用指針」において、「積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。」ことを明記するとともに、公共工事設計労務単価の改訂の度に、地方公共団体に対して、新労務単価の速やかな適用を周知徹底しているところ。また、国土交通省直轄工事では、**新労務単価の適用日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、新労務単価に基づく請負代金額に変更することとしており、地方公共団体に対して、これを参考として適切な運用に努めるよう周知徹底している**ので、適切に取り計らわれない。
- 参考：H28.1.20付通知『技能労働者への適切な賃金水準の確保について』
(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000081.html)

【適切な設計変更について】

- ・ 落札時に図面で提示があった場所とは異なる場所の工事を指示され、設計変更は行う旨を口頭で伝えられたため、施工をしたが、後になって設計変更を認めてくれない。(2月・元請建設業者)
- ・ 監督員から「後で変更の手続を行うから工事を進めてくれ」と言われて工事を進めていたが、その後、変更契約の手続きを進めるようお願いし、監督員にその旨を伝えましたが、いっこうに手続をとってくれない。(3月・元請建設業者)
- 「追加工事又は変更工事が発生したが、発注者が書面による契約変更を行わなかった場合」は**建設業法第19条第2項に違反する**ほか、「発注者が、請負代金の増額に応じることなく、受注者に対し追加工事を施工させた場合」は**同法第19条の3に違反するおそれ**がある(「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」より)。(次ページへ続く)

相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	2
	② 歩切りの根絶	0
	③ ダンピング対策の活用の徹底	0
	④ 適切な設計変更	8
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	0
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	0
単価改訂後の請負関係に係る情報	⑫ 社会保険未加入対策	6
	⑬ 新労務単価関係	1
	⑭ 建設業法全般	28
	⑮ 元下関係	0
その他	⑯ その他	8

※上記①～⑯に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)

→ 相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋げていきます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル受付状況(平成28年1～3月分) 国土交通省

主な相談内容その2

(前ページから続く) また、「**運用指針**」においても、「**施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予想することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の**変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。****」こととされている。

<公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報>

【社会保険未加入対策について】

- ・ 個人事業主で1人で事業を行っているが、国民健康保険や国民年金に加入していても、社会保険に加入しなければならぬか。(1月・建設業者(個人事業主))
- 健康保険と厚生年金保険は、1人で事業を行っている個人事業主や個人事業主で常時使用する従業員が1～4人の場合は法的な加入義務はなく、各人が国民健康保険・国民年金に加入する。なお、雇用保険は、個人経営の事業所であっても労働者を1人でも使用していれば適用事業所となり加入の義務がある。

【新労務単価関係について】

- ・ 普通作業員の一般的な設計労務単価を教えて欲しい。(2月・技能労働者)
- 平成28年2月現在、公共工事の積算で採用している公共工事設計労務単価(H28.2)を参考として案内。
(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html)

【建設業法全般について】

- ・ 現場代理人の配置義務や要件について、建設業法で規定されているか。(2月・下請建設業者)
- 現場代理人については、**建設業法(第19条の2第1項)**では、「請負人は、請負契約の履行に関し工事現場に**現場代理人を置く場合においては、当該現場代理人の権限に関する事項及び当該現場代理人の行為についての注文者の請負人に対する意見の申出の方法を、書面により注文者に通知しなければならない。**」と規定しているが、**その配置義務や要件については規定しておらず、個々の契約等において位置づけられるものとなる。**なお、例えば、下請段階における請負契約の標準的約款として中央建設業審議会が作成している『**建設工事標準下請契約約款**』においては、現場代理人は、工事現場に常駐すること(ただし、一定の場合には、元請負人は、下請負人の設置する現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる)や、現場代理人と主任技術者とはこれを兼ねることができると規定している(第10条)。

<その他の関連情報>

- ・ この建設業フォローアップ相談ダイヤルは本年度のみの設置か。(2月・建設業者)
- 「建設業フォローアップ相談ダイヤル」は、従来の「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」を発展的に統合し、従来から受け付けていた公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報に加え、**新たに運用の始まった品確法や運用指針に関する相談など、建設業に関する様々な現場の生の声をお聞きするもの。**また、いただいた情報をもとに、相談者の意向に応じて相談対象の発注者等に情報提供を行うこと等により発注関係事務の見直しの促進を図るとともに、各種施策の検討の参考にもさせていただいているところ。**今後も引き続き、当ダイヤルにて建設業に関する様々な現場の生の声をお聞きしていく。**

相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	2
	② 歩切りの根絶	0
	③ ダンピング対策の活用の徹底	0
	④ 適切な設計変更	8
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	0
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	0
契約に係る情報	⑫ 社会保険未加入対策	6
	⑬ 新労務単価関係	1
	⑭ 建設業法全般	28
	⑮ 元下関係	0
その他	⑯ その他	8

※上記①～⑯に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)

相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋がっていきます。